

中札内村中島農業センター設置条例の一部を改正する条例
中札内村中島農業センター設置条例（昭和61年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
使用区分	使用料 円	使用区分	使用料 円
会議室	300	会議室	300
研修室	300	研修室	300
調理室	200	調理室	200
		<u>相談室</u>	<u>200</u>

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。